

この社会あなたの税がきている

源泉所得税納付相談会

開催日 令和4年7月1日(金)～8日(金)

時間 9:00～17:00

場所 商工会(開発センター) ※納付期限7月11日(月)

貸金台帳など給料の支払い(1月～6月)の分かるものをご持参ください



会計ソフト青色申告会ブルーリターンA購入者へ1万円キャッシュバック中!

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

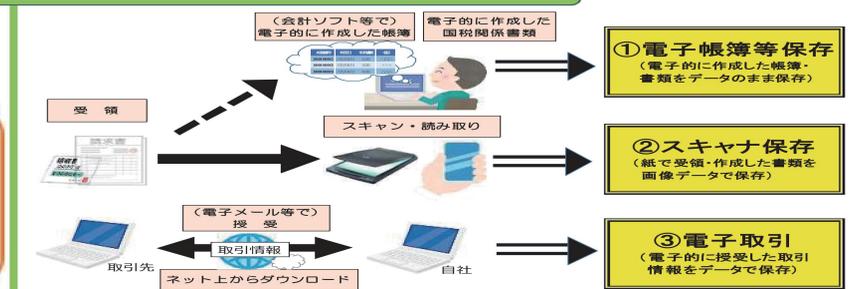
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



国税庁HPより

商工会は 行きます 聞きます 提案します！
税務 経営 金融 労務 記帳 お気軽にご相談ください！

神津島村商工会

相談お問い合わせ TEL04992-8-0232 FAX04992-8-1199



よくわかる 中退共 職金 共済制度

従業員の確かな安心のために備えよう

人材定着の対策に 国の退職金制度を 上手に活用!

◎新規加入なら1年間、最高6万円

国が掛金の一部を助成

◎管理カンタン、手間いらず

納付状況、試算額もお知らせ

◎掛金は全額非課税

しっかり受けよう、税法上の特典



Q. 中退共制度って何?

A. 国がつくった従業員の退職金制度です。

従業員の確かな安心のために!

退職後の安定に 安心して働ける職場に 意欲・生産性の向上に 人材の安定確保に

中小企業退職金共済(中退共)制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。中小・零細企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)が運営しています。

Q. 加入条件はどうなっているの?

A. 条件を満たしている中小企業であればどなたでも加入できます!

加入できる企業

加入できる企業は、業種によって異なります。常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

常用従業員数 または 資本金・出資金		範囲内であれば加入できます	
一般業種 (製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者 ②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度(DB)、確定拠出年金制度(企業型DC)または特定退職金共済制度に解約手当金相当額の範囲内の金額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。また、事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。詳しくは「同居の親族についてのちらい」をご請求ください。

従業員は全員加入



加入させなくてもよい従業員

- ① 期間を定めて雇用される者
- ② 季節的業務に雇用される者
- ③ 試みの雇用期間中の者
- ④ 短時間労働者
- ⑤ 休職期間中の者
- ⑥ 定年などで短期間内に退職することが明らかな者

加入できない方

- 事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
- 中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
- ※ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

他制度からの移換

- 平成26年4月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度への移行の申出ができることとなりました。これに伴い、新規加入申込時に平成26年4月1日時点での存続厚生年金基金加入の有無等を確認させていただきます。
- 平成28年4月以後に特定退職金共済制度を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。
- 平成30年5月1日以後に中退共実施事業所と企業年金(DBまたは企業型DC)実施事業所が合併等を行い、その後も引き続き中小企業者である場合は、中退共制度と企業年金制度との間で資産移換ができます。

参考

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。TEL(050)5541-7171